

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年8月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 新発田舟入ショッピングセンター
所在地 新発田市舟入町3丁目651外
設置者 株式会社ウオロクほか2者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 有限会社植松時計店ほか17者
(変更後) 有限会社植松時計店ほか14者
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ・高橋 幸一
(変更前) ブティックシェル
(変更後) 高橋 幸一
 - ・ほか2者
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
 - ・高橋 幸一
(変更前) 新発田市中央町3丁目6番18号
(変更後) 新発田市長畑219番地
 - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - ・菖栄ライフ株式会社
(変更前) 代表取締役 齊藤 経世
(変更後) 代表取締役社長 齋藤 経世
- 3 変更年月日
平成21年7月1日
- 4 変更の理由
小売業者の変更及び名称等の修正
- 5 届出年月日
平成24年8月8日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、新発田市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成24年8月17日から平成24年12月17日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp